

臨時報告書

東京電力ホールディングス株式会社

E04498

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書のデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月13日
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 長谷川 均
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 長谷川 均
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第98回定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、小林喜光氏、國井秀子氏、高浦英夫氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、新川麻氏、小早川智明氏、守谷誠二氏、山口裕之氏、児島力氏、福田俊彦氏、吉野栄洋氏及び森下義人氏を選任すること

<株主（2名）からのご提案（第3号議案）>

第3号議案 定款一部変更の件(1)

第3号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所1号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

<株主（217名）からのご提案（第4号議案から第11号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所2号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第5号議案 定款一部変更の件(3)

第5号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所3号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第6号議案 定款一部変更の件(4)

第6号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所4号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第7号議案 定款一部変更の件(5)

(原案)

以下の章を新設する。

第△章 柏崎刈羽原子力発電所の原子力損害賠償保険、原子力財産保険への加入

第×条 本社は原子力事故の責任を経済的に担保しなければならない。

第×条 前条の達成のため、柏崎刈羽原子力発電所に対応した、福島第一原子力発電所事故と同規模の損害をまかなえる合計22兆円以上の新たな原子力損害賠償保険と原子力財産保険（以下、本章において両保険を合わせて「本保険」という）に加入する。

第×条 放射性物質拡散を伴う原子力事故（以下、本章において「本原子力事故」という）が発生した場合は、金融機関、株主等の利害関係者に対する債務よりも、被害者への損害賠償を優先する。

第×条 本原子力事故が発生した場合は、取締役個人にも被害者に対する損害賠償への協力を要請する。

第×条 本原子力事故が発生した場合は、旧取締役にも損害賠償への協力を要請する。

第×条 本原子力事故を起こした原子力設備のメーカーに対しては、事故処理への無償の協力を要請する。

第×条 本保険に加入するまでは、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）第6条の趣旨に従い、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働をしない。

第7号議案に対する修正動議(1)

(修正案)

以下の章を新設する。

第△章 柏崎刈羽原子力発電所の原子力損害賠償保険、原子力財産保険への加入

第×条 本社は原子力事故の責任を経済的に担保しなければならない。

第×条 前条の達成のため、柏崎刈羽原子力発電所に対応した、福島第一原子力発電所事故と同規模の損害をまかなえる合計22兆円以上の新たな原子力損害賠償保険と原子力財産保険（以下、本章において両保険を合わせて「本保険」という）に加入する。

第×条 放射性物質拡散を伴う原子力事故（以下、本章において「本原子力事故」という）が発生した場合は、金融機関、株主等の利害関係者に対する債務よりも、被害者への損害賠償を優先する。

第×条 原子力財産保険未加入時に発生した原子力事故による損害については、取締役個人が賠償する。

第×条 本原子力事故が発生した場合は、旧取締役にも損害賠償への協力を要請する。

第×条 本原子力事故を起こした原子力設備のメーカーに対しては、事故処理への無償の協力を要請する。

第×条 本保険に加入するまでは、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）第6条の趣旨に従い、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働をしない。

第7号議案に対する修正動議(2)

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所5号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第8号議案 定款一部変更の件(6)

第8号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所6号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第9号議案 定款一部変更の件(7)

第9号議案に対する修正動議

株主より、原案を、柏崎刈羽原子力発電所7号機を早期に再稼働するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第10号議案 定款一部変更の件(8)

第10号議案に対する修正動議

株主より、原案を、東通原子力発電所を早期に稼働するために最大限努力するという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第11号議案 定款一部変更の件(9)

第11号議案に対する修正動議

株主より、原案を、電源開発株式会社が保有する原子力発電所の稼働のために最大限の経営支援をするという条項に変更するよう修正動議が提出された。

<株主（1名）からのご提案（第12号議案から第14号議案まで）>

第12号議案 定款一部変更の件(10)

第12号議案に対する修正動議

株主より、原案を、日本原子力発電株式会社が保有する原子力発電所の稼働のために最大限の経営支援をするという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第13号議案 定款一部変更の件(11)

第13号議案に対する修正動議

株主より、原案を、中部電力株式会社が保有する原子力発電所の稼働のために最大限の経営支援をするという条項に変更するよう修正動議が提出された。

第14号議案 定款一部変更の件(12)

第14号議案に対する修正動議

株主より、原案を、原子力発電に反対する者は電気を使用しないという条項に変更するよう修正動議が提出された。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項		賛成 (割合)	反対 (割合)	棄権	決議 結果	
会社 提案	第1号議案	25,821,921個 (99.61%)	74,194個 (0.29%)	91個	可決	
	第2号議案	小林 喜光	22,597,062個 (87.17%)	3,301,068個 (12.73%)	91個	可決
		國井 秀子	24,899,754個 (96.06%)	998,383個 (3.85%)	91個	可決
		高浦 英夫	24,906,053個 (96.08%)	992,084個 (3.83%)	91個	可決
		大八木 成男	24,849,346個 (95.86%)	1,048,789個 (4.05%)	91個	可決
		大西 正一郎	24,855,359個 (95.89%)	1,042,776個 (4.02%)	91個	可決
		新川 麻	23,763,002個 (91.67%)	2,135,135個 (8.24%)	91個	可決
		小早川 智明	23,044,636個 (88.90%)	2,853,497個 (11.01%)	91個	可決
		守谷 誠二	24,346,596個 (93.92%)	1,551,541個 (5.99%)	91個	可決
		山口 裕之	24,905,299個 (96.08%)	992,838個 (3.83%)	91個	可決
		児島 力	24,958,313個 (96.28%)	939,824個 (3.63%)	91個	可決
		福田 俊彦	24,957,226個 (96.28%)	940,911個 (3.63%)	91個	可決
		吉野 栄洋	24,557,177個 (94.74%)	1,340,956個 (5.17%)	91個	可決
森下 義人	24,583,156個 (94.84%)	1,314,978個 (5.07%)	91個	可決		
株主 提案	第3号議案	2,475,478個 (9.55%)	23,412,178個 (90.32%)	8,601個	否決	
	第4号議案	458,168個 (1.77%)	25,410,958個 (98.03%)	27,428個	否決	
	第5号議案	429,335個 (1.66%)	25,411,694個 (98.03%)	55,355個	否決	
	第6号議案	590,001個 (2.28%)	25,279,001個 (97.52%)	27,417個	否決	
	第7号議案	439,260個 (1.69%)	25,402,319個 (98.00%)	55,446個	否決	
	第8号議案	452,093個 (1.74%)	25,389,479個 (97.95%)	55,446個	否決	
	第9号議案	491,048個 (1.89%)	25,368,420個 (97.87%)	37,246個	否決	
	第10号議案	464,051個 (1.79%)	25,395,676個 (97.97%)	37,208個	否決	
	第11号議案	2,804,954個 (10.82%)	23,083,492個 (89.05%)	8,603個	否決	
	第12号議案	887,546個 (3.42%)	24,972,223個 (96.34%)	37,208個	否決	
	第13号議案	952,055個 (3.67%)	24,918,625個 (96.13%)	26,274個	否決	
	第14号議案	914,268個 (3.53%)	24,945,507個 (96.23%)	37,248個	否決	

決議事項	賛成 (割合)	反対 (割合)	棄権	決議 結果
第3号議案の修正動議	—	19,698,847個 (75.99%)	6,197,410個	否決
第4号議案の修正動議	—	17,681,537個 (68.21%)	8,215,017個	否決
第5号議案の修正動議	—	17,652,704個 (68.10%)	8,243,680個	否決
第6号議案の修正動議	—	17,813,370個 (68.72%)	8,083,049個	否決
第7号議案の修正動議(1)	—	16,796,602個 (64.80%)	9,100,423個	否決
第7号議案の修正動議(2)	—	17,662,629個 (68.14%)	8,234,396個	否決
第8号議案の修正動議	—	17,675,462個 (68.19%)	8,221,556個	否決
第9号議案の修正動議	—	17,714,417個 (68.34%)	8,182,297個	否決
第10号議案の修正動議	—	17,687,420個 (68.23%)	8,209,515個	否決
第11号議案の修正動議	—	20,028,323個 (77.26%)	5,868,726個	否決
第12号議案の修正動議	—	17,684,148個 (68.22%)	8,212,829個	否決
第13号議案の修正動議	—	17,748,657個 (68.47%)	8,148,297個	否決
第14号議案の修正動議	—	17,710,870個 (68.32%)	8,186,153個	否決

(注) ① 決議事項が可決されるための要件

イ. 第1号議案及び第3号議案から第14号議案まで

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、賛成の議決権の数が出席した株主の議決権の数の3分の2以上であること

ロ. 第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、賛成の議決権の数が出席した株主の議決権の数の過半数であること

② 本総会において、議決権を行使することができる株主の数及びその議決権の数は、それぞれ424,529名及び31,940,128個であり、出席した株主の数及びその議決権の数は、それぞれ90,748名及び25,921,779個～25,921,787個である。

※出席した株主の議決権の数には、無効となった議決権の数を含む。

③ 本総会前日までに行使された株主の議決権の数及び当日に出席した株主のうち決議事項についての賛成及び反対を確認することができた株主の議決権の数の合計により、決議事項の可決又は否決が明らかになっているため、賛成、反対及び棄権の議決権の数には、本総会当日に出席した株主の一部の議決権の数を加算していない。

④ 賛成及び反対の割合は出席した株主の議決権の数に対する割合である。

⑤ 棄権の議決権の数には、無効の議決権の数を含まない。

以上